

各県立学校長 様

教 育 長

県立学校における当面の臨時休業等の目安について（通知）

新型コロナウイルス感染防止対策における県立学校の臨時休業の考え方については、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止ガイドライン～令和3年度～」等でお示ししているところですが、今般、現下の感染拡大を踏まえ、当面の臨時休業等の目安について整理しましたのでお知らせします。

下記の事項は、「埼玉県新型感染症専門家会議」における意見や、令和3年8月27日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」（別添1：以下「文部科学省ガイドライン」という。）を参考としながら取りまとめたものです。

つきましては、その適切な運用をお願いいたします。

なお、本通知については、一般社団法人埼玉県医師会会長に対してお知らせするとともに、各学校医からの助言がいただけるよう、協力を依頼していることを申し添えます。

記

1 臨時休業の判断について

(1) 基本的な考え方

従来より、臨時休業については、学校から報告された陽性者の概要や学校内での活動状況、保健所の調査内容、学校医等の助言等を踏まえて教育局が判断していたところである。

現在、保健所による積極的疫学調査の対象が陽性患者の症状の把握や同居する家族

等の状況確認等に重点化されたことから、当面の間、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、以下の考え方にに基づき、臨時休業を検討する。

なお、臨時休業の目安は、学校における判断の一助として設定したものであり、すべての事例において一律に対応できるとは限らないことに留意が必要である。

- ① 感染拡大防止と教育活動の両立を目指す。
- ② 保健所による積極的疫学調査並びに拡大PCR検査等が通常通り行われるまでの間、暫定的に適用する。

(2) 学級閉鎖

以下のいずれかの状況に該当する場合は、学級閉鎖を実施することを基本とし、その期間は5日間程度を目安とする。

学校は、学級閉鎖期間中に、有症状者や濃厚接触者相当の者の確認を進めるとともに、新たな陽性者が複数発生した場合等には、期間の延長も検討すること。

- ① 同一学級内に2名の陽性者が発生した場合
- ② 陽性者が1名であっても、以下に該当する場合
 - ア 周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる
 - イ 複数の濃厚接触者相当の者がいる

(※ただし、学校に2週間以上来ていない者等の発症は除く。)

(3) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学年閉鎖を検討し、陽性者の所属学級や人数等を踏まえ学校医の助言を参考に判断する。

(4) 学校閉鎖

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校閉鎖を検討し、陽性者の所属学級や人数等を踏まえ学校医の助言を参考に判断する。

(5) 臨時休業の解除（授業の再開）

出席停止が適切と考えられる生徒を除き、学校医の助言も踏まえ授業を再開すること。

2 出席停止等について

(1) 出席停止等の対象者とその期間

学校において、下表に該当する児童生徒や教職員（以下「児童生徒等」という。）が確認された場合には、校長は、それぞれ下表に掲げる期間の出席停止又は出勤自粛（以下「出席停止等」という。）を指示する。

	対象者	期間
①	陽性が判明した者（以下、「陽性者」という。）	治癒するまでの間
②	同居の家族等の濃厚接触者に特定された者	保健所の指示による
③	陽性者の濃厚接触者に相当すると認められる者 （以下、「濃厚接触者相当の者」という。）	原則、陽性者と最後に接触した日の翌日から14日間
④	発熱等の風邪症状がみられる者 （①～③に該当しない場合に限る）	原則、症状が改善するまで （医療機関の受診を勧奨）
⑤	同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる者 （当該家族が陽性者に該当しない場合に限る）	原則、当該家族の症状が改善するまで

(2) 濃厚接触者相当の者の特定

児童生徒等の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者の特定のための調査は、保健所が実施しているが、現在、本県においては積極的疫学調査が縮小されている。

については、当面の間、学校においては、学校医の助言や教育局（保健体育課）の所見等も参考としながら、以下のいずれかに該当する児童生徒等を「濃厚接触者相当の者」として特定すること。

- ① 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性が高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある。）
- ② 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者（必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。）

3 その他

(1) 部活動に係る対応

陽性者が部活動に所属し、かつ、当該陽性者の行動歴から、感染可能期間[※]中に部活動に参加していることが判明した場合には、原則として、当該部活動は1週間程度の活動停止とし、部員及び顧問の健康観察を徹底するとともに、出席停止の対象となる有症状者や濃厚接触者相当の者に該当する者の有無について確認すること。

なお、部活動の形態により、カテゴリー別に行動しているなど、明らかに陽性者との接触がない場合には、柔軟に対応するものとする。

※ 感染可能期間は、発症2日前（無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。

(2) 保健所による積極的疫学調査について

文部科学省ガイドラインでは、学校が濃厚接触者等の候補者のリストを作成し、これを保健所に提供することで、保健所が濃厚接触者等を決定し検査を実施する内容となっているが、本県においては、令和3年8月16日付け感対第441-4号（別添2）に示すとおり、既に積極的疫学調査の重点化が図られているところであり、上記の県立学校における対応では、保健所へのリスト提供等は想定していないこと。

ただし、別途、保健所から資料提供の依頼があった場合には、この限りではないこと。

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963